

8月から介護保険サービスの月々の負担上限額が変わります

本年8月から高額介護サービス費の基準が変わります。

●**高額介護サービス費**
介護保険サービスの利用者負担額は、本人の所得や収入額に応じて月々の負担上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担合計額が、負担の上限額を超えた時は、その分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。

■**負担の上限額が変わります**
世帯のどなたかに住民税が課税されている場合、月々の上限額が3万7200円から4万4400円に変更となります。

ただし、世帯内全ての介護保険被保険者が1割負担の課税世帯は、8月から翌年7月までの自己負担額の合計に対して、年間上限額44万6400円を新たに設定します（3年間の時限措置）。
【年間上限額についての申請方法】
29年8月から翌年7月

までの介護サービス利用者負担額が、年間上限額（44万6400円）を超えていた場合、既に高額介護サービス費の支給申請をしている人については、新たに申請の必要はありません。高額介護サービス費の支給申請をしていない場合は、別途通知を送付します。

また、介護保険サービス利用者を対象に、さまざまな負担軽減策を実施しています。

●**介護保険負担限度額認定制度**について
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型老人福祉施設などで、長・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）を軽減する制度です。

認定の基準は①市町村民税非課税世帯であること②配偶者（別世帯の場合も含む）も市町村民税非課税者であること③預貯金などの金額が配偶者がいる場合は合計で2千万円未満、配偶者がいない場合は、1千万円未満であることです。

●**社会福祉法人などによる生計困難者への介護保険サービス利用者負担軽減制度**について
社会福祉法人などで提供している通所介護、訪問介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護（予防含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）などを利用し、条件を全て満たしている人に対して、自己負担金額を軽減する制度です。

申請方法などについて、詳しくは福祉事務所長寿介護課までお問い合わせください。なお、7月31日までの認定証書を持っている場合は更新手続きが必要となります。

【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課（介護給付係）
☎0220（58）5551

生活習慣病と深く関連 ぜい歯周病検診を

本年度節目を迎える年代の皆さんを対象に、歯周病検診を実施します。

【対象者】31歳（昭和61年4月1日）～62年3月31日生まれ、40歳（昭和52年4月1日）～53年3月31日生まれ、50歳（昭和42年4月1日）～43年3月31日生まれ、60歳（昭和32年4月1日）～33年3月31日生まれ、70歳（昭和22年4月1日）～23年3月31日生まれ）で対象者には個別に通知書を送付しています。

【受診期間】平成29年8月1日～同30年1月31日
【受診方法】市内歯科医院での個別受診です。
【問い合わせ】市民生活部健康推進課（地域保健係）

いい歯で健康 80歳で20本の歯

宮城県後期高齢者医療歯科健診を実施します。

【対象者】昭和16年4月1日～同17年3月31日生まれの人
【健診期間】8月1日（火）～11月30日（木）
【受診方法】登録医療機関での個別受診となります。対象者に受診案内を郵送します
【費用】無料
【問い合わせ】宮城県後期高齢者医療広域連合（給付課）
☎022（266）1021

精神科医が応じます 認知症専門相談

相談は予約制です。事前にご相談ください。

8月の献血日程

- ①5日（土）
▶イオンタウン佐沼
10:00～11:45
13:00～16:30
- ②14日（月）
▶イオンタウン佐沼
10:00～11:45
13:00～16:30
- ③20日（日）
▶イオンタウン佐沼
10:00～11:45
13:00～16:30
- ④22日（火）
▶南方総合支所
10:00～12:00

※日程は変更になる場合があります。最新の日程については、市ホームページをご覧ください。
【問い合わせ】市民生活部健康推進課（健康推進係）
☎0220(58)2116

登米いのち ホットテレホン

☎0120(870)108
(登米市民専用)

登米いのちホットテレホンは…
○24時間いつでもかけられます。
○名前を名乗る必要はありません。
○電話相談員は、2年間の研修を終了し、認定された人たちです。
○固定電話のほか、携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

こども夜間安心コール

●電話番号 #8000
(ブッシュ回線の固定電話、携帯電話から)
☎022(212)9390
(ブッシュ回線以外の固定電話、PHSから)
●相談時間 毎日午後7時～翌朝午前8時

休日・夜間診療案内

休日・夜間診療案内は下記の番号です(24時間対応)
☎0229(24)2267

8月のこころの相談

日	場所・受付時間・予約先・担当
4 ㊟	東和総合支所 13:30～15:30 ☎0220(53)4113(東和総合支所)精神保健福祉士
7 ㊟	津山ふれあいセンター 13:30～15:30 ☎0225(68)3114(津山総合支所)医師
29 ㊟	南方保健センター 13:30～15:30 ☎0220(58)2113(健康推進課)医師
31 ㊟	迫保健センター 9:00～11:00 ☎0220(22)5554(迫総合支所)臨床心理士

精神科医師などが相談に応じます(要予約)。不明な点は各総合支所市民課に、南方地区の皆さんは、健康推進課にお問い合わせください。

登米市民病院小児科日曜日救急診療

●診療時間 9:00～17:00(受付16:30まで)
【問い合わせ】登米市民病院
☎0220(22)5511

8月の休日当番医

日	休日急患当番医	歯科休日当番医
6 ㊟	よねやま診療所(米山町) ☎0220(55)2011	なかつやま歯科医院(米山町) ☎0220(55)2755
11 ㊟	千葉医院(迫町) ☎0220(22)3725	スマイル歯科(南方町) ☎0220(23)7756
13 ㊟	おおたおたにクリニック(中田町) ☎0220(35)1161	佐藤歯科クリニック(中田町) ☎0220(34)4888
20 ㊟	しのはらクリニック(米山町) ☎0220(23)7387	グリーンヒルズ・デンタルクリニック(中田町) ☎0220(44)4611
27 ㊟	わたなべ内科クリニック(迫町) ☎0220(21)5335	浅野歯科医院(南方町) ☎0220(29)6036

●診療時間 9:00～17:00
【休日急患当番医】
●休日・夜間診療案内 ☎0229(24)2267(24時間)
●第2次診療 登米市民病院 ☎0220(22)5511
【問い合わせ】登米市医師会 ☎0220(22)2084
※月～金曜日(休日を除く)
【歯科休日当番医】
【問い合わせ】市民生活部健康推進課 ☎0220(58)2116
※当番医は、変更する場合があります。各医療機関に確認の上、受診ください。

登米市のうまいもん！ 発見の旅で生産者と交流

市認定農業者連絡協議会は、「登米市のうまいもん！発見の旅」を開催します。これは消費者が、農産物生産現場の見学やその食材を使った料理を味わうことなどを通して、生産者と交流を深めることを目的としています。

登米市産食材について、理解を深めていただく内容となっています。ぜひご来場ください。

【日時】8月27日(日)正午～
【集合場所】ホテルニューグランド



生産者が、心を込めて作った野菜などを使った料理が皆さんをお待ちしています。

ランヴィア
【会費】3千円(お土産付き)
※先着40人限定です。
【申し込み期間】7月20日(木)～8月18日(金)
【申し込み方法】電話でお申し込みください※市民の参加の場合、農産物生産現場の見学には行きません。
【申し込み・問い合わせ】登米市のうまいもん！発見の旅事務局(産業経済部産業政策課内)
☎0220(34)2491